

焼津市農業委員会 6 月総会議事録

1 日時

令和 7 年 6 月 1 6 日（月）午後 2 時 00 分 ～ 午後 3 時 30 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	松村 輝夫	○	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	×			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 小長谷邦博 主幹 望月誉之 主査 荻野将憲 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

第 4 号 農地の利用目的変更届出について

第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第 6 号 転用等確認について

第 7 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施
状況の公表について

第 8 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の修正について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>18 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	ただ今から令和 7 年 6 月総会を開会します。 初めに、本日の議事録署名人を指名します。 10 番、柏村輝夫委員、18 番、深津三郎委員両名にお願いします。 それでは、報告事項から始めます。 報告第 1 号から報告第 6 号までを、一括して議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第 1 号から報告第 6 号までを朗読】
議長	説明が終わりました。質疑、意見を許します。質疑、意見はありませんか。 【質疑なし】 無いようですので、質疑、意見を打ち切ります。 お諮りします。報告第 1 号から 6 号までを一括して承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 それでは、報告第 1 号から 6 号まで承認することに決定しました。 引き続き、報告第 7 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、報告第 8 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の修正」について、事務局の説明を求めます。
事務局	報告第 7 号、「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」ご報告いたします。 こちらは、焼津市農業委員会の昨年度の 1 年間の活動を振り返り、昨年 4 月の総会にて設定した目標に対して、その結果はどうだったかの内容を取りまとめたものであります。結果を県に報告し、ホームページで公表します。 主な点のみ説明させていただきます。 まず、15 ページの上段、(1)最適化活動が大きな柱でありまして、成果目標、(1)農地の集積、②目標のところの表の 3 行目、年度末集積面積、544ha、右側の集積率では 38.6%でしたが、③の実績表の 2 行目、集積面積は 537ha、集積率は 38.1%で、目標に対してほぼ期待どおりの結果が得られました。 次に、同じページの下段、(2)遊休農地の発生防止・解消の一番下の②目標、ア 既存遊休農地の解消の目標面積(C) は 1.2ha でありましたが、16 ページの上段、③実績 ア 既存遊休農地の解消の実績面積(D) は 0.8ha、目標に対する達成状況は 66.7%で、目標を下回る結果でした。 次に、17 ページの中段、2 最適化活動の活動目標では、8 月から 9 月まで農地パトロールにご協力いただき、農地の現況調査の後、利用意向調査を行いました。総合的には、目標に対してほぼ期待どおりの結果が得られました。 ありがとうございました。 続けて、「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の修正について」ご報告いたします。農地の集積率目標について、県の目標数値に合わせて、集積率を修

	正しました。 また直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況についても、県より訂正指示があり、修正を行いました。
議長	説明が終わりました。質疑、意見を許します。質疑、意見はありませんか。 【質疑なし】 無いようですので、質疑、意見を打ち切ります。 事務局から説明がありましたが、日常的な農地の見守り活動などを活動記録簿への記載を忘れずに行うようにするということがいけませんか。 それでは、お諮りします。報告第7号及び8号を一括して承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 それでは、報告第7号及び8号を承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号5を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号5を朗読後、説明】 申請地2か所の所在は、焼津病院より東南へ約200mに位置している農業振興区域の農用地です。 登記簿上の所有者はお亡くなりになり、相続人2名が譲渡人となります。 申請地は相続以前より、親戚であった譲受人が耕作を行い、観葉植物を栽培、出荷していた経緯があります。 今回、相続を機に適法な状態で耕作を行うため、譲渡人と売買の合意を得て、申請に及んだものであります。 譲受人の農機具等の保有状況について問題なく、現在も耕作しており周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 10番	事務局の説明どおりとなります。現地確認を行いました。現状譲受人が耕作しており、今後も変わらず耕作されることから、周辺農地に影響は無く、許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号5を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号、番号5は許可することに決定しました。 続いて議案第1号の番号6を審議します。

	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 6 を朗読後、説明】 申請地の場所は、静岡福祉大学から西へ約 1 0 0 m に位置している農業振興地域内の除外地です。 譲受人は、市内や藤枝市で水稻を中心に農業を営んでおり、また畑での耕作、収穫、管理も行っています。譲受人は経営も安定しており、申請地の耕作及び所有権の取得について、譲渡人と売買の合意が得られたことから、今般の申請に及んだものであります。 譲受人の労力、農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
推進委員 2 5 番	6 月 7 日に地区委員で現地調査を行いました。 詳細は事務局の説明のとおりです。現地は、現在畑地のような状態であり、水路から水を引く必要がありますが、譲受人により水路の整備が見込めることから、地区審査では許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号の番号 6 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 6 は許可することに決定しました。 次に、議案第 1 号の番号 7 及び議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の番号 7 は、関連する議案でありますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 7 及び議案第 3 号、番号 7 を朗読後、説明】 それでは、まず議案第 1 号、番号 7 について説明いたします。 本件は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とする農地法第 5 条の一時転用許可申請に関連する区分地上権の設定であります。 営農型太陽光発電事業は、一時転用許可を受け、上部空間に簡易的な支柱を立ててパネルを設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。本事業において、営農者と転用者が違う場合は、農地に対するパネルが占める面積について、農地法第 3 条による区分地上権の設定をしなければなりません。 申請地は、中新田配水場から西へ約 7 0 0 m に位置している市街化調整区域内の農業振興地域内の農用地であります。 当該施設は、すでに許可を得て営農型太陽光発電事業を行うもので、一時転用の期限である 3 年を迎えることから、営農型太陽光発電施設の設置を継続するための更新の申請となります。

	営農型太陽光発電施設敷地の下部の耕作者は、申請者の夫が水稻を栽培しています。 土地所有者や耕作者の同意もあり、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 続いて関連議案となります。営農型太陽光発電事業における、農地全体の内支柱部分一部について一時転用したいというもので、先の議案第1号、番号7で説明しました既設の発電事業を継続するための5条申請であります。 申請地の東側は水路及び道路、西側は田、南側は道路、北側は道路であります。 本案件は、農用地区域内農地の不許可の例外規定の一時転用に該当する案件であり、転用期間は3年で、その転用期間は適用の範囲内であること、パネル下部の農地では、水稻を栽培する計画で、収量については同一作物の平均と同等の収量が見込め、現在の耕作状況に問題はありません。 また一時転用となるため、撤去についても確認が必要となりますが、借人が撤去費を負担するという合意がなされ、資金証明も確認しています。 以上、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 25番	6月7日に地区委員で現地調査を行いました。 詳細は事務局の説明のとおりです。現地調査時には、田植えが完了しており、その耕作状況には問題がないことから、許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の、番号7及び議案第3号の番号7を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号の番号7、及び議案第3号番号7は許可することに決定しました。 続いて議案第1号の番号8を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号8を朗読後、説明】 申請地は、惣右衛門鍛冶島公会堂から北へ約50mに位置している農業振興地域の除外地の畑です。 譲渡人は市外に住んでおり、申請地を相続で取得しましたが、そのころから申請地を譲受人が耕作しておりました。譲受人は農地を長年耕作していることから、所有権を取得したいと申し出があり、贈与の合意が得られたため、今般の申請に及んだものであります。 譲受人は農機具等の保有状況はありませんが、自家用の野菜のみを栽培している現状からもその件は問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすこ

	とはありません。 審査したところ、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 4 番	6 月 6 日に地区委員で現地確認を行いました。 詳細は事務局の説明のとおりで、現地についても、きちんと耕作管理がされていることから、地区審査では許可相当と考えました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号の番号 8 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 8 は許可することに決定しました。 続いて、議案第 1 号の番号 9 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 9 を朗読後、説明】 申請地は、大井川農業協同組合静浜支店より東南へ 3 0 0 m に位置している農振除外地の畑です。 譲渡人は、県外に住んでおり申請地を相続で取得しましたが、相続以前から、譲受人が耕作しておりました。譲受人より所有権を取得したいと申し出があり、贈与の合意が得られたため、今般の申請に及んだものであります。 譲受人は農機具等の保有状況ではありませんが、自家用の野菜を栽培している現状から、本件は問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 審査したところ、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 1 6 番	譲渡人は譲受人の義理の兄となり、贈与の申請となります。 申請地は 9 0 m² の農地であり、譲渡人は県外に住み管理できないことから今回の申請に至りました。地区委員で現地調査を行い、宅地に隣接している農地であり、畑としてこれから管理されることが想定され、許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号の番号 9 を許可することにご異議ありませんか。

	【異議なし】 異議なしと認め、議案第１号、番号９は許可することに決定しました。 次に、議案第１号の番号１０、及び議案第３号「農地法第５条の規定による許可について」の番号９は、関連する議案でありますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第１号、番号１０及び議案第３号、番号９を朗読後、説明】 それでは、まず議案第１号、番号１０について説明いたします。 本件は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とする農地法第５条の一時転用許可申請に関連する区分地上権の設定であります。 申請地は、航空自衛隊静浜基地から北西へ約２００ｍに位置している農業振興地域の除外地、第１種農地であります。 当該施設は、すでに許可を得て営農型太陽光発電事業を行うもので、一時転用の期限である３年を迎えることから、営農型太陽光発電施設の設置を継続するための更新の申請となります。 営農型太陽光発電施設敷地の下部の耕作は、利用権を付けた耕作者が水稻を栽培しています。 土地所有者、耕作者の同意もあり事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 続いて関連議案となります。営農型太陽光発電事業における、農地全体の内支柱部分一部について一時転用したいというもので、先の議案第１号、番号１０で説明しました既設の発電事業を継続するための５条申請であります。 申請地の北側、南側は水路、東側は田、西側は田及び宅地であります。 本案件は、第１種農地の不許可の例外規定の一時転用に該当する案件であり、転用期間は３年で、その転用期間は適用の範囲内であること、またパネル下部の農地では、水稻を耕作する計画であり、地域の平均収量と同等の収量が見込めます。事業実施の継続の実行性もあり、撤去費は資金計画に計上されていることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であるものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 １９番	申請地について、耕作は申請者本人ではなく、耕作者に委託しています。支柱があるため、小さい機械を使って耕作者が耕作しています。 周辺の土手の草刈り等は本人が管理がしており、周辺農地への影響はほとんど無く、維持管理がされていることから、許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第１号の、番号１０及び議案第３号の番号９を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】

	異議なしと認め、議案第 1 号の番号 1 0 及び議案第 3 号番号 9 は許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号 1 及び議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」番号 6 は関連する議案でありますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 2 号、番号 1 及び議案第 3 号、番号 6 を朗読後説明】 申請地は、駿河西病院から東に約 1 0 0 m に位置している土地で、昭和 43 年に農地法 5 条許可を得た後、今回は計画変更申請及び再 5 条の申請がなされました。 譲渡人は、現在、〇〇に居住していますが、当時は今回の申請地で住宅建築の計画があり、申請許可を得ました。許可を受けた後、職場で人事異動に伴う転勤があり、建築の計画を一時断念しましたが、その後現居住地〇〇に住宅を建築したため、申請地の計画は実現せず、現在に至っています。 今回、申請地の計画を承継し、取得して建売住宅敷地としたいと譲受人から申し出があり、当事者間で合意を得られたため、申請に及んだものです。 申請地の北側は道路、東側、西側は宅地、南側は水路、雑種地であり、周辺に農地はありません。 許可済地であり、周辺には農地が無く、影響が軽微であることから、事務局では、許可相当に該当する案件であると考えます。 計画変更申請と併せてご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
推進委員 2 5 番	6 月 7 日に地区委員で現地調査を行いました。 道路等に挟まれており、今回の転用に伴い周辺農地に与える影響は無いことから許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号の番号 1 及び議案第 3 号の番号 6 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 2 号、番号 1 及び議案第 3 号番号 6 は許可することに決定しました。 続いて、議案第 3 号の番号 4 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 3 号、番号 4 を朗読後、説明】 申請地は、静岡福祉大学から西に約 1 0 0 m に位置している第 3 種に該当する農地です。 本件は、申請地の隣地で法人が使用している作業場・資材置場に通う従業員

	が利用する駐車場として、隣地敷地の一部と一体利用をし、駐車場１０台の敷地で転用するものです。 申請地の北側、東側は地目池沼、現況雑種地、西側は田、南側は道路であります。 審査したところ、本案件は、第３種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。転用面積は隣地の土地利用と勘案すれば適正であり、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断で、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
推進委員 ２５番	６月７日に現地調査を行いました。 申請地は現在耕作されておらず、周辺にも水田が無く、影響も軽微であることから、許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第３号の番号４を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第３号、番号４は許可することに決定しました。 続いて、議案３号の番号５を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第３号、番号５を朗読後、説明】 申請地は、静岡福祉大学から西に約５０ｍに位置している第３種に該当する農地です。 本件は、譲受人が転用目的で申請地を取得し、貸駐車場として計画しています。駐車場の借り手として、近隣で作業を行っている法人の社用車、静岡福祉大の職員及び学生、近隣店舗及び営業所の駐車場としての借用要望があり、今後利用する目途が付いています。駐車台数は２４台の予定です。 申請地の北側、東側、南側は道路、西側は農地であり、西側農地は議案第１号、番号６のとおり、譲受人が農地として耕作する計画であります。 審査したところ、本案件は、第３種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。転用面積は、駐車場としての利用計画がある事業計画書を審査した結果、駐車場としての必要性があり、規模も適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

推進委員 25番	6月7日に地区委員で現地調査を行いました。 事務局の説明のとおり、隣接地は道路及び先ほど農地法3条の議案でもあった譲受人の農地となります。転用の計画では、コンクリート擁壁で囲われることから、特に問題はないと考え、地区審査では許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号5を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号5は許可することに決定しました。 続いて、議案3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号8を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
議長	続いて、議案第3号の番号8を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号8を朗読後、説明】 申請地は、焼津学校給食センターより東に約100mに位置している第3種に該当する農地です。 本件の転用目的は、太陽光発電事業敷地です。 賃借人は、太陽光発電事業を行う法人であります。事業を行う適地を探していたところ、申請地は日照条件が良好であり、また賃貸人も耕作が難しいことから本計画に同意し、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側は宅地、南側は道路、東側は農地及び宅地西側には賃貸人の農地が残っています。 審査したところ、転用面積は適正で第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。申請地外周に壁を設置するため、周辺の農地に与える影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 4番	6月6日に委員で現場確認をしました。 事務局の説明のとおり、周辺農地への影響は軽微であること、許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号8を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】

	異議なしと認め、議案第 3 号、番号 8 は許可することに決定しました。
議長	次に、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 4 号を説明】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号は原案のとおり計画を策定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 4 号を承認することに決定しました。
議長	以上をもちまして、令和 7 年 6 月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。